

# 『総研大文化科学研究』編集規程

平成29年2月17日

専攻長会議決定

一部改正 H29. 2. 27／H31. 1. 18/R1. 11. 14

第1条 誌名は、『総研大文化科学研究』(SOKENDAI Review of Cultural and Social Studies)（以下「ジャーナル」という。）とする。

第2条 ジャーナルは、年1回の刊行を基本とし、総合研究大学院大学（以下、「本学」という。）が管理するホームページサーバーを用いたE-journal及び印刷物の形態により刊行する。

第3条 ジャーナルを刊行し、運営するため、編集委員会を設置する。

- 2 各専攻より各1名の編集委員を選出する。ただし、専攻長の兼任をさまたげない。また、この他に研究科長は編集委員を兼ねるものとする。
- 3 編集委員会に委員長を置き、文化科学研究科専攻長会議の議を経て、研究科長が指名する。
- 4 委員長の任期は2年とし、研究科各専攻の輪番によることを基本とする。
- 5 委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。
- 6 編集委員は、当該委員が所属する専攻の専任教員とし、投稿原稿の受領、それらの管理、進行及びジャーナル刊行後の処置に責任を有する。なお、編集委員の活動は無給とする。
- 7 編集委員は、投稿原稿ごとに査読者を2名選定する。

第4条 編集委員会は、ジャーナル編集上の改善策、適切な査読者の紹介等、編集委員会に必要な助言を与えることを目的に、国内外の文化科学研究各分野における第一線の研究者にアドバイザリー・ボードを委嘱する。

- 2 アドバイザリー・ボードは、報告書の提出により編集委員会に必要な助言を行う。
- 3 アドバイザリー・ボードは、5名程度とする。この場合、外国人を半数以上入れることが望ましい。
- 4 アドバイザリー・ボードの助言に対する謝礼は、国立大学法人総合研究大学院大学謝金支給基準（以下、「謝金支給基準」という。）の定めるところによる。

第5条 編集委員会は、投稿原稿ごとに査読者を2名委嘱する。

- 2 査読者は、別に定める編集及び査読取扱要領に基づき、投稿原稿を査読する。
- 3 査読料は、謝金支給基準の定めるところによる。ただし、本学の担当教員が査読者である場合は、査読料を支給しない。

第6条 投稿原稿及び掲載論文の区分は、次に掲げる3区分とする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料紹介

第7条 投稿及び執筆に関する取扱いは、別に定める。

第8条 編集規程に定めるもののほか、ジャーナルの編集、刊行に関し必要な事項は、文化科学研究科専攻長会議が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年2月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成29年2月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年11月14日から施行する。